

年月	需 要 区 分 及 び 料 金											摘 要
平成 16 ・ 17 ・ 10 ・ 14 ・ 1 都 条 適 例 用	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金									1 水道料金は、基本料金と従量料金の合計に、消費税率を乗じて得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・公衆浴場用の1か月当たり5m ³ 以下の従量料金は徴収しない。 なお、生活保護世帯、母子世帯等については、基本料金及び1か月当たり10m ³ までの従量料金に100分の105(平成26年6月分からは100分の108、令和元年12月分からは100分の110を乗じて得た額を申請により免除している。 3 水道の使用を月の途中で開始・中止したときは、日割り計算により算定した額とする。
	13 mm	860 円	1～5 m ³	6～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～200	201～1,000	1,001m ³ 以上	
	20 mm	1,170 円	0円	1 m ³ につき 22円	1 m ³ につき 128円	1 m ³ につき 163円	1 m ³ につき 202円	1 m ³ につき 213円	1 m ³ につき 298円	1 m ³ につき 372円	1 m ³ につき 404円	
	25 mm	1,460 円										
	30 mm	3,435 円										
	40 mm	6,865 円										
	50 mm	20,720 円										
	75 mm	45,623 円										
	100 mm	94,568 円										
14 ・ 1 都 条 適 例 用	150 mm	159,094 円										1 m ³ につき 372円 1 m ³ につき 404円
	200 mm	349,434 円										
	250 mm	480,135 円										
	300 mm以上	816,145 円										
	公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は 6,865円	0円	1 m ³ につき 22円								

5 下水道料金徴収受託業務（区部）

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 入 額	収 入 率
下 水 道 料 金	161,675,492,418 円	154,212,241,765 円	7,463,250,653 円	95.38 %
そ の 他 雑 収	106,045,743	105,065,080	980,663	99.08
合 計	161,781,538,161	154,317,306,845	7,464,231,316	95.39